

下請取引適正化推進講習会

取引適正化に向けた取組について

令和3年11月
中小企業庁事業環境部取引課

目次

1. 下請関連法制の概要
2. 「未来志向型の取引慣行に向けて」について
3. 下請Gメンヒアリングについて
4. 下請かけこみ寺(相談窓口)について
5. 価格交渉促進月間について
6. パートナーシップ構築宣言について

1. 下請関連法制の概要

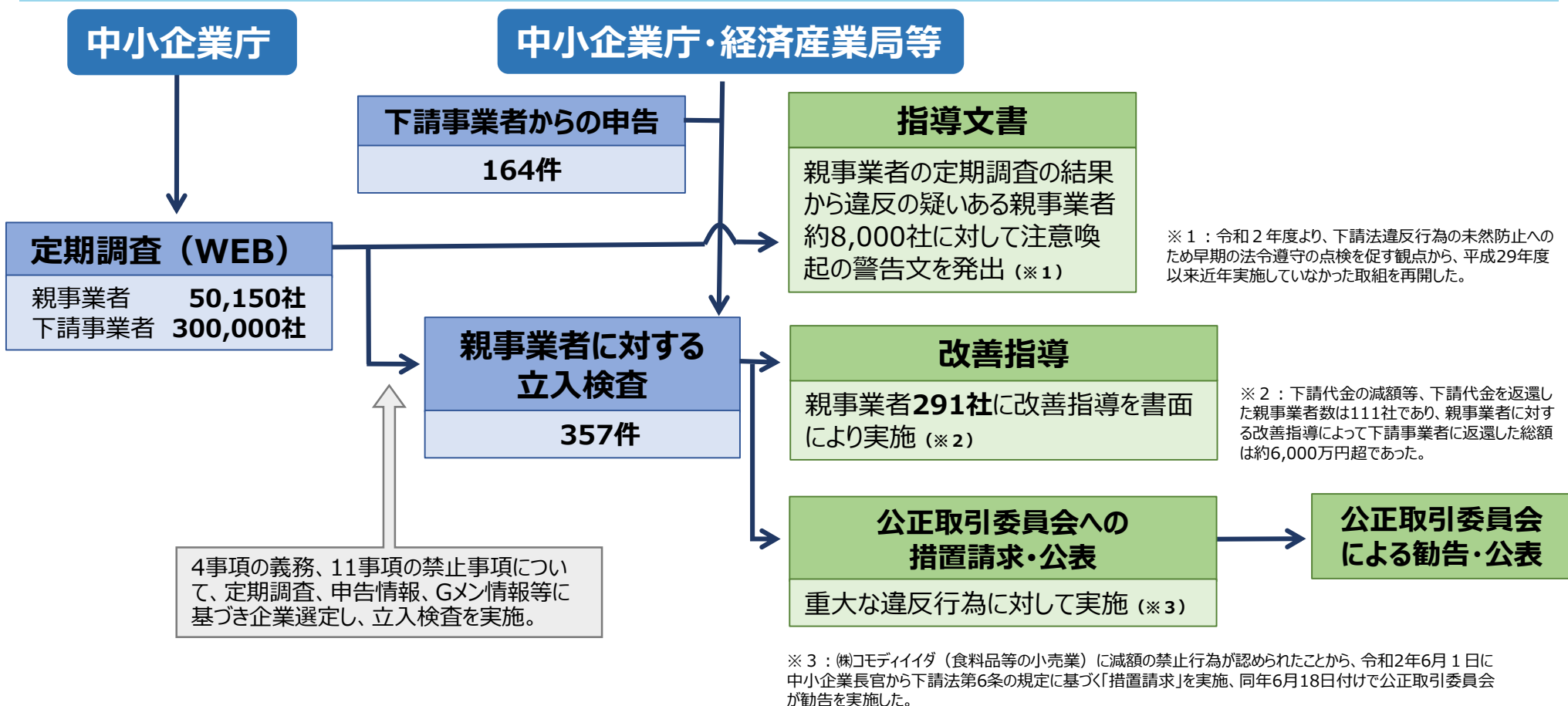
1-1. 下請代金支払遅延等防止法について

- 下請法は、①下請取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託）と②資本金又は出資総額の規模によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定

定義	親事業者の禁止行為（法第4第1項及び第2項の各号）												
(1)物品の製造・修理委託及び一部の情報成果物作成・役務提供委託を行う場合 <table><tr><th>親事業者</th><th>下請事業者</th></tr><tr><td>資本金3億円超</td><td>資本金3億円以下（個人を含む）</td></tr><tr><td>資本金1千万円超3億円以下</td><td>資本金1千万円以下（個人を含む）</td></tr></table> (2)情報成果物作成・役務提供委託を行う場合((1)の場合を除く。) <table><tr><th>親事業者</th><th>下請事業者</th></tr><tr><td>資本金5千万円超</td><td>資本金5千万円以下（個人を含む）</td></tr><tr><td>資本金1千万円超5千万円以下</td><td>資本金1千万円以下（個人を含む）</td></tr></table>	親事業者	下請事業者	資本金3億円超	資本金3億円以下（個人を含む）	資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）	親事業者	下請事業者	資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人を含む）	資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）	(1) 受領拒否の禁止 (2) 下請代金の支払遅延の禁止 (3) 下請代金の減額の禁止 (4) 返品の禁止 (5) 買いたたきの禁止 (6) 購入強制・利用強制の禁止 (7) 報復措置の禁止 (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (9) 割引困難な手形の交付の禁止 (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止
親事業者	下請事業者												
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人を含む）												
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）												
親事業者	下請事業者												
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人を含む）												
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）												
親事業者の義務													
(1)注文書の交付義務（法第3条） (2)書類作成・保存義務（法第5条） (3)下請代金の支払期日を定める義務（法第2条の2） (4)遅延利息支払義務（法第4条の2）													
法第3条(上記(1)) 及び第5条(同(2))に違反がある場合は50万円以下の罰金（法第10条）	<table><tr><td>中小企業庁長官</td><td>公正取引委員会</td></tr><tr><td>禁止行為に違反がある場合は 公正取引委員会へ措置請求 (法第6条)</td><td>違反行為を是正するよう勧告 (法第7条)</td></tr></table>	中小企業庁長官	公正取引委員会	禁止行為に違反がある場合は 公正取引委員会へ措置請求 (法第6条)	違反行為を是正するよう勧告 (法第7条)								
中小企業庁長官	公正取引委員会												
禁止行為に違反がある場合は 公正取引委員会へ措置請求 (法第6条)	違反行為を是正するよう勧告 (法第7条)												

1-2. 下請代金支払遅延等防止法の運用

- 下請事業者は親事業者の違反行為を申告しがたいケースが多いため、行政機関が積極的に違反行為の発見に努めることが必要。
- このため、下請法で①**報告徴収権**（定期調査等）及び②**立入検査権**を付与。



(件数はいずれも令和2年度実績)

1-3.下請中小企業振興法の概要

法律の概要

目的

- 親事業者の協力のもと、下請中小企業の体質を根本的に改善し、下請性を脱した独立性のある企業に育て上げる

位置づけ

- 下請中小企業の経営基盤強化を促進するために制定（支援法）

主な内容

- 「振興事業計画」、「特定下請連携事業計画」という計画類型を設け、金融支援等を措置

とりうる措置

- 「振興基準」に基づき、主務大臣の指導・助言を行うことが可能
- 「振興基準」は、時々々の政策課題に応じて柔軟に定めることが可能だが、「振興基準」には強制力がない

対象者

親事業者

- 資本金又は出資金（個人の場合は従業員数）が自己より小さい中小企業者に対し、物品の製造等の行為を継続して委託する者

下請事業者

- 資本金等が自己より大きいものから継続して委託を受けて、物品の製造等の行為を行う中小企業者

（参考）先の通常国会での改正の概要

○取引適正化に向けた対応を強化し、大企業と中小企業が「共存共栄」の関係を構築するため、以下の措置を講じる。

- ① ■ **他者に提供する情報成果物・サービスを構成するサービスの委託等**を対象とする
- ② ■ 振興事業計画の**申請要件の緩和**
- ③ ■ 発注者と下請中小企業との間に入り、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設
- ④ ■ 下請Gメンヒアリング等の調査の明示

1-4. 下請中小企業振興法「振興基準」の概要

- 下請中小企業振興法「振興基準」とは、下請中小企業振興法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したもの。

1. 取引先の生産性向上等への協力

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

2. 情報化への積極的対応

- 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善を行う。
- 中小企業共通EDIなどによる電子受発注を行う。
- 電子的な決済等を行う。

3. 合理的な原価低減要請

- 親事業者は、原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める。

4. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- 人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して取引対価の見直しの協議を行う。

5. 下請代金の支払条件改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 手形等を振り出す場合、現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。協議の際、親事業者は、手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示す。
- 手形等の支払は60日以内とするよう努める。

6. 型取引の適正化

- 双方で事前協議の上、必要事項の書面化を行う。
- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 親事業者は、型代金等、型の保管費用を支払う。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行い、廃棄に要する費用を支払う。
- 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」に基づき、型の廃棄・返却、保管に関する諸手続きを行う。
- 親事業者は、型に係る知財・ノウハウの侵害をせず、利用に当たっては適正対価を支払う。

7. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

8. 「天災等」への対応

- 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。
- 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知し、親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努める。

9. フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行うこと。

10. 取引上の問題を申し出しやすい環境整備

- 親事業者は、年に1回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じること。

11. 知的財産の取扱い

- 知的財産の取引の適正化のため、知的財産取引に関する「ガイドライン」や同付属資料「契約書ひな形」に基づいて取引を行う。

2.「未来志向型の取引慣行に向けて」について

2-1. 中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針



○重点5課題等の遵守に取り組むこと等を企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の推進
○本年10月には宣言企業数2,000社を達成。引き続き拡大を目指すとともに、宣言内容が現場に浸透していくよう普及・啓発を実施。

2-2. 中小企業の取引適正化をめぐる重点 5 課題と解決に向けた取組

重点 5 課題	課題	取組
価格決定方法の適正化	● 依然として発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在。 <下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・海外企業の価格を引き合いに出し半額近い値下げを口頭で要求された。（自動車）	● 本年9月を「価格交渉促進月間」と設定し、労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促進。 ● 月間終了後、約2千社への下請Gメンヒアリングや、数万社に対するアンケート調査によるフォローアップを実施。
支払条件の改善	● 約束手形は、取引先企業に資金繰りの負担を強いる取引慣行であり、受取人・振出人双方において多くの企業が利用をやめたいという意向があるものの、業界慣習や大企業間取引において改善が鈍く、手形等のサイトについては、90日もしくは120日のサイトに張り付いている状況。 <下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・下請法対象外だが、締切から125日後の現金払いという取引先がある。（自動車）	● 業種ごとの支払慣行の実態、決済手段の在り方等について、事業者・金融機関等を交えた検討会を開催し、今年3月にとりまとめ。 ● 手形サイト短縮に向け、16年に50年ぶりとなる手形通達改正、今年3月に手形通達を再改正 ● 2024年の手形サイト短縮、2026年の約束手形の利用の廃止に向け、産業界、金融界に対して、自主行動計画の策定・改定を要請。引き続きフォローアップを実施。

2-3. 中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と解決に向けた取組

重点5課題	課題	取組
型取引の 適正化	● 親事業者による金型の保管料負担や不要な金型の廃棄など進展が見られるものの、その進捗は道半ば。 <下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・親事業者が木型の廃棄や保管費用の相談をまったく受け付けてくれない。（工作機械）	● 型取引適正化推進協議会による、各業界団体からの取組状況の聴取。（昨年8月、12月開催） ● 個別企業に対する数万社単位でのフォローアップ調査の実施。 ● 型取引の課題をより深く分析するため、サンプル事業者数社を選定し、実証事業を実施。
知的財産・ ノウハウの保護 【20年6月追加】	● 知的財産権等に関する外部専門人材が少なく、中小企業内において、知的財産等の重要性が認識されておらず、公正な条件での適正な契約を締結できていない。 <下請Gメンによって把握した問題事例> ・親事業者が立ち合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。（印刷）	● 下請Gメンによる知財活用等の実態調査を実施（昨年7月以降） ● 大企業・中小企業、学識者、弁護士、支援機関等有識者による検討会を昨年7月に設置。 ● 今年3月に知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形を策定・公表。
働き方改革に伴う しわ寄せ防止 【20年6月追加】	● 昨年4月からの時間外労働の上限規制の中小企業適用を踏まえ、中小企業の実態把握が必要。 <下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・金曜日に仕事を発注し、「土・日曜日にやれ」と言われた。単価の上乗せは認められなかった。（電機・情報通信機器）	● 一昨年6月に厚生労働省、中小企業庁、公正取引委員会が策定した「しわ寄せ防止総合対策」に基づき、関係機関と連携し、徹底した周知・広報・相談対応等を実施。

2-4.下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和3年11月時点）

● 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在17業種51団体策定。

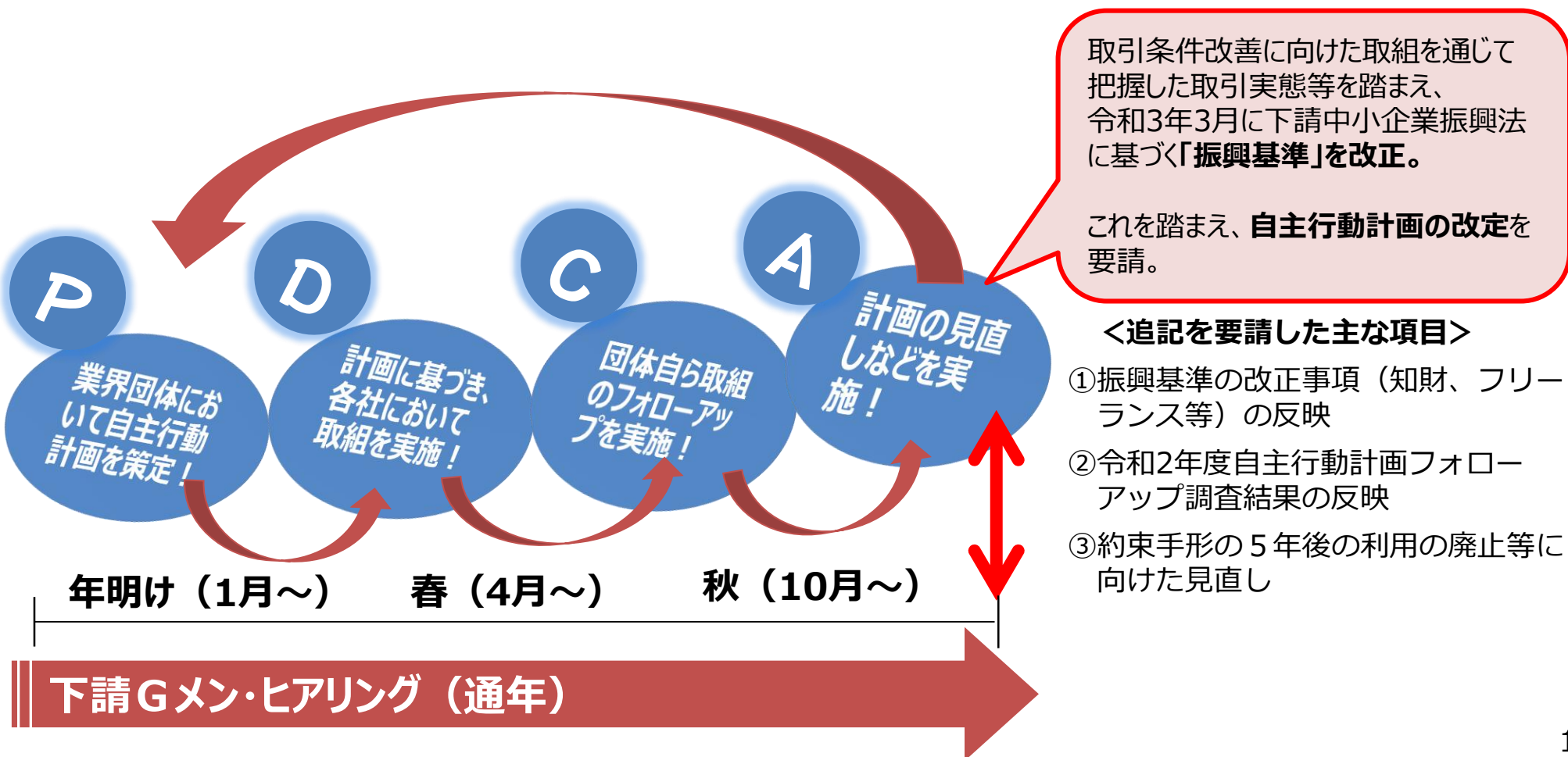
＜下請ガイドライン策定業種＞		
業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション製作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚げ製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

＜自主行動計画策定団体＞		
業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（9団体連名）		日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／素形材センター
機械製造業		日本建設機械工業会 日本工作機械工業会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会 日本産業機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維（2団体連名）		日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業		日本製紙連合会　全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会　全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会　日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会　日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会 日本アルミニウム協会 日本鉄鋼連盟 日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）		日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会
金融業		全国銀行協会

11

2-5. 更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



2-6. 令和2年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（12業種44団体）が令和2年9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、「不合理な原価低減要請」、「型管理の適正化」については改善。
- 一方、下請代金の支払条件については、「現金払い化」「手形等のサイト短縮」のいずれも若干悪化しており、今後の課題。
※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。
（回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）
- 認識のズレの解消等を目的に、取引問題小委員会にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。

<重点三課題 改善割合>

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①不合理な原価低減要請を行わない／受けていない （「実施済」と答えた企業の割合）	発注	81%	81%	86%	89%
	受注	40%	51%	56%	59%
②－1 型管理の適正化（※1） 型の返却・廃棄の促進（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%	50%	55%
	受注	23%	15%	18%	22%
②－2 型管理の適正化（※1） 型の保管費用の発注側負担（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%	44%	48%
	受注	17%	13%	14%	17%
③－1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53%	57%	52%
	受注	26%	28%	30%	27%
③－2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内（※2）	発注	14%	13%	18%	15%
	受注	10%	12%	14%	11%

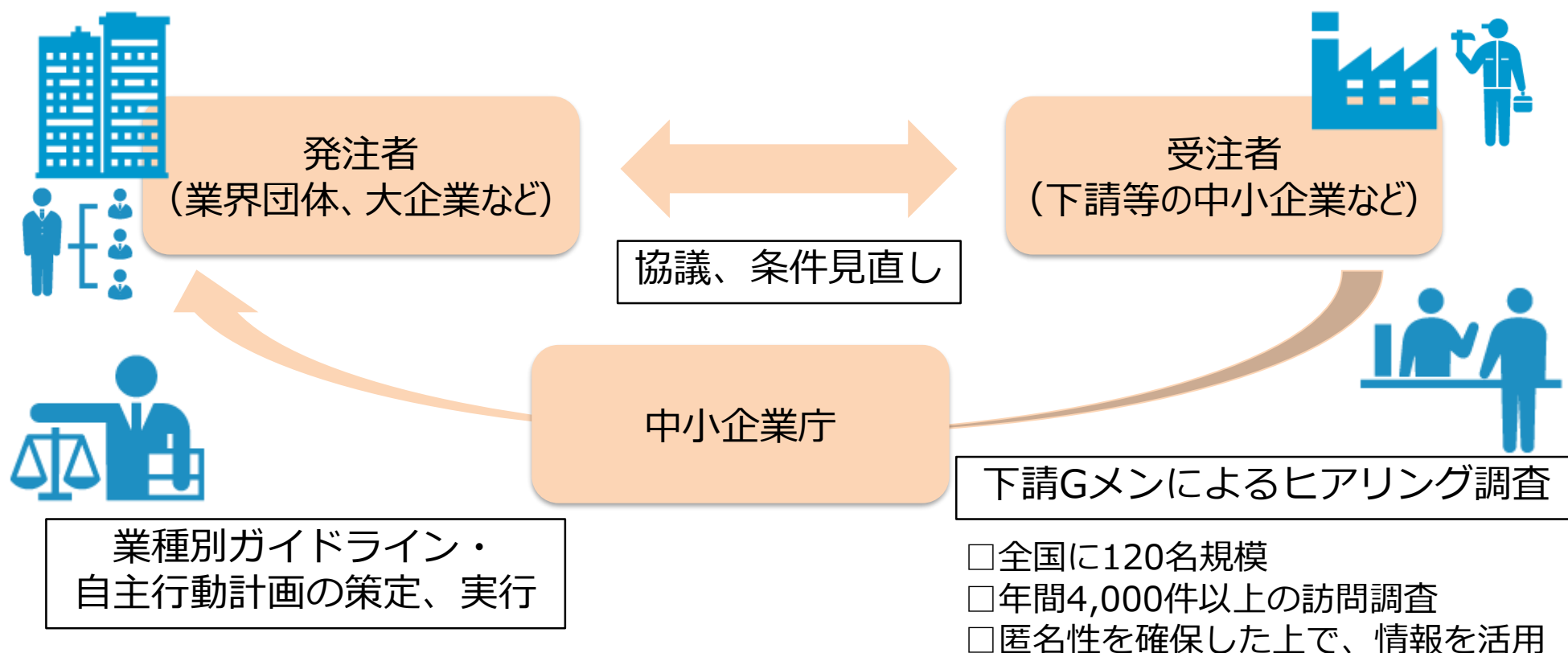
※1 ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

※2 ③-2手形サイトにおいては、「60日以内」の割合は回答項目「30日以内」「60日以内」の合計から算出。

3. 下請Gメンヒアリングについて

3-1. 下請Gメンヒアリングについて

- 平成29年から取引調査員（下請Gメン）を配置（現在、全国120名規模）。全国の下請中小企業を訪問してのヒアリングを本格的に実施中。
- 年間4,000件の下請中小企業を訪問。聞き取った現場の声を発注者側にフィードバックし、取組の浸透、徹底を図る。



3-2. 下請Gメンヒアリングで把握した生声の事例

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種/聴取時期

①【価格決定方法の適正化】

- 2019年頃、コストを見直して製品毎の適正価格を整理し、文書により価格アップを申し入れたところ受け入れられた。1千万円程度アップした製品もある。（航空宇宙）
- ▲為替変動や部品価格の値上りなどの価格転嫁を競合相手は要求してこないことを理由に価格交渉に応じたくない。要求すると転注される可能性もある。（自動車）
- ▲多くのスーパーは、原材料費が上がっても値上げを認めてくれない。親事業者は、協力会社に原価アップ分の一部負担を強いており、利益が出せない状況が続いている。（食料品製造業）

②【支払条件の改善】

- 以前は半金半手(現金50%、手形50%)のサイト120日であったが、親事業者からの申し出により、2020年4月から100%現金払いに改善された。（輸送用機械器具製造業）
- ▲親事業者に対し、支払を手形から現金にするよう要望し、実現したが入金時に一方的に3%引いて振込まれた。（印刷業）
- ▲支払条件が月末締め翌月20日支払いの電子債権サイト180日。長すぎるので改善してほしい。（自動車）

③【型取引の適正化】

- 2019年頃から当社から申し出れば親事業者から預かっている金型の廃棄ができるようになるとともに、保管料も支払われるようになった。（電機・情報通信機器）
- ▲15年超の型の保管料、廃棄申請が認められない。未使用の型も保管しており、コストのしわ寄せが出ている。（輸送用機械器具製造業/ 4月）
- ▲廃棄要請しても親事業者の担当が動かず、要請自体を諦めている。（自動車）

④【知財・ノウハウの保護】

- 当社の知的財産については、過度な提供要請もなく、当社の要望も盛り込まれた契約内容になっている。（航空宇宙）
- ▲治具図の作成依頼を取引先から受け、図面を渡したら他社に発注された。（自動車）
- ▲エンドユーザーから製品仕様書の提出を求められ、親事業者を経由で秘匿すべき製品ノウハウ情報の提供を強要された。秘密保持契約は結んでいるが、親事業者側に有利な片務的な契約内容になっている。（航空宇宙）

4. 下請かけこみ寺(相談窓口)について

4-1. 下請かけこみ寺（相談窓口）について

- 下請代金の減額や消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、**全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置。**
- 全国で**年間約 1 万件の相談実績。**



年度	相談実績
平成25年度	4,982
平成26年度	5,473
平成27年度	5,825
平成28年度	6,583
平成29年度	6,838
平成30年度	8,381
令和元年度	9,450
令和2年度	9,727



4-2. 下請かけこみ寺活用事例

<事例①> 無料相談活用事例（歩引き）

【相談内容】

A社は、B社から繊維製品の加工を受託した。B社から「歩引き」と称して下請代金から一定の金額を差し引いて払うという通知が届き、一方的に承諾を求められ困っている。

【助言と解決例】



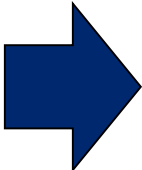
取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「下請代金の減額」（親事業者が、下請事業者に責任がないのに、定められた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、歩引き等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減額しても本法違反となる）のおそれがあることを踏まえ、B社と話し合っではどうかと助言した。A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、歩引きの要請は撤回され、現在も取引が継続している。

<事例②> ADR活用事例（代金未払い）

【相談内容】

A社は、B社から部品加工を請け負ったが、発注指示内容が明確でなかったため加工費用が30万円になった。B社にかかった費用を請求したが払ってもらえない。

【助言と解決例】

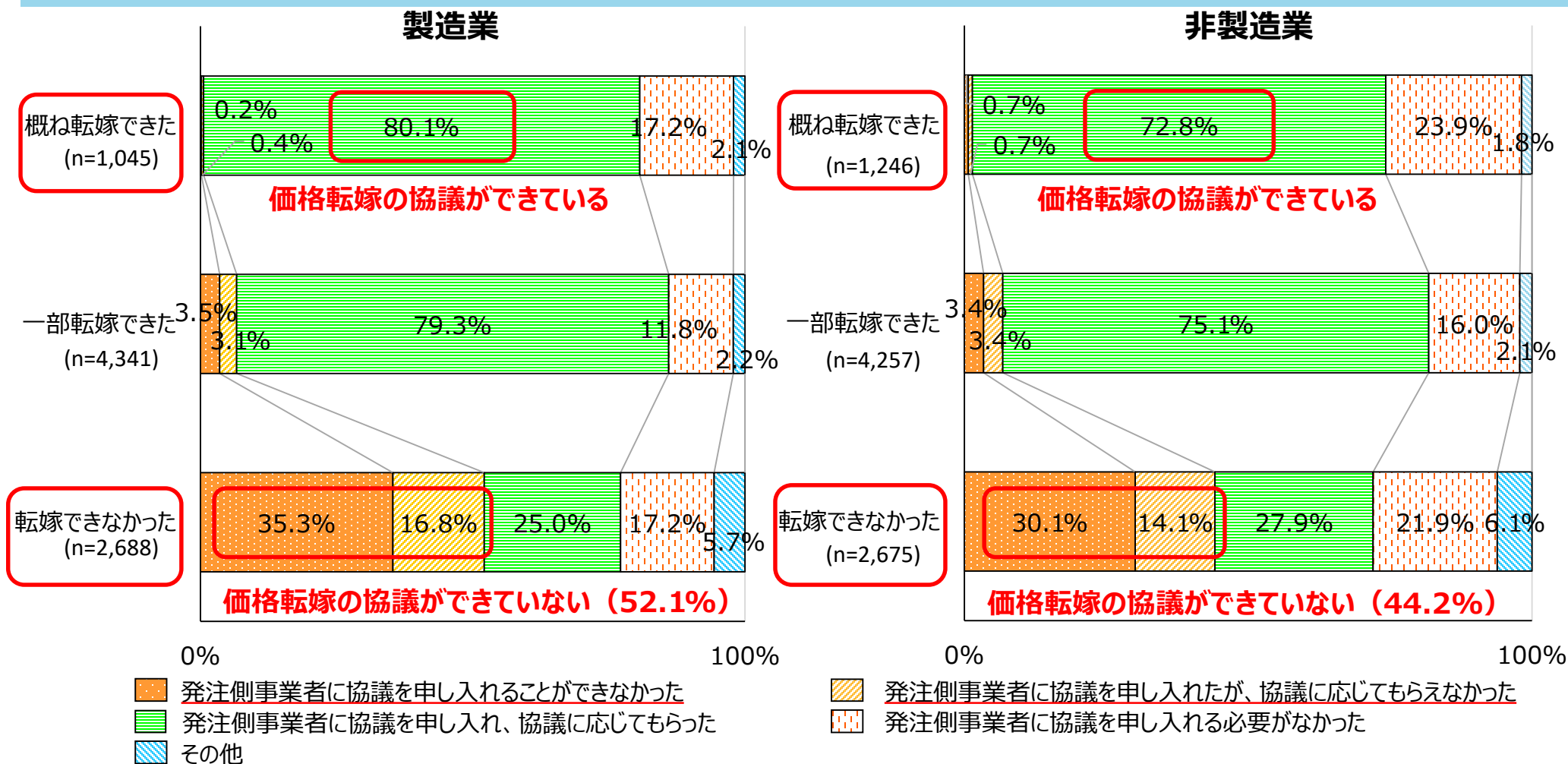


A社の申立に対してB社は、B社の指示通りに作業しなかったため高くなったと主張した。
加工に要した費用の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い、2ヶ月の調停を経て、B社が解決金として20万円を支払うことで和解が成立した。

5. 価格交渉促進月間について

5-1. 価格交渉の必要性（価格転嫁と価格交渉の申し入れの状況）

- 発注側事業者と協議ができれば、価格転嫁もできる傾向。
- 他方で、価格転嫁ができなかった事業者の約50%は、価格転嫁の協議すらできていない。



（出典）帝国データバンク「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」

（注 1） 1.受注側事業者に対するアンケート結果のうち、製造業と非製造業を集計。

2.直近1年間のコスト全般の変動について価格転嫁の状況と、発注側事業者に対する価格転嫁の協議の申し入れの状況を確認。

5-2. 価格交渉促進月間について

- 依然として発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在。
- 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、「価格交渉促進月間」を9月に設定。

実施事項

1. キックオフイベント

- 梶山大臣、十倉経団連会長、三村日商会頭のほか、各業界の主要企業の経営者が一堂に会し、トークセッション形式のキックオフイベントを実施。
- 上記の主要企業から、取引先中小企業との共存共栄に向けた方針や取組などを紹介。

2. 受注側企業への状況調査

- 価格交渉促進月間終了後の10月に、受注側企業に対して、①下請Gメンによる重点的なヒアリング（2千社程度）、②アンケート調査（数万社に対して配布予定）を実施。

3. 発注側企業への周知

- 上記調査結果について、①先進的な取組、グッドプラクティスの公表、②アンケートの回答を集計し、公表、③下請代金法に違反する事案は、公取と連携して対処すること等を、発注側企業へ幅広く周知。

4. 広報

- 新聞やチラシ等を用いて取組を周知。

5. 講習・研修・相談等

- 受注側企業の価格交渉者向けの価格交渉についてのセミナーや講習会等をオンライン形式で実施。 22

5-3. キックオフイベントの開催

- 「価格交渉促進月間」において、受注側企業から発注側企業に対して、積極的に価格交渉が行われるような環境を整備するため、**9月2日に「キックオフイベント」を開催。**
- 梶山経済産業大臣から、発注側企業と受注側企業との価格交渉を促進する意義や決意について表明し、産業界に協力を呼びかけた。

1. 出席者

経産省 : 梶山大臣
経済団体 : 経団連・十倉会長
 日商・三村会頭
大企業 : IHI・識名副社長
 帝人・小山常務
 デンソー・有馬社長
 村田製作所・中島社長
中小企業 : 伊藤鉄工・伊藤社長
 ダイヤ精機・諏訪社長

2. 実施内容

①冒頭挨拶

(梶山経産大臣、十倉・経団連会長、三村・日商会頭)

②大企業と中小企業の各経営者等によるトークセッション

③締めくり挨拶 (梶山経済産業大臣)



※当日の様子はYoutubeで視聴可能
(<https://www.youtube.com/watch?v=TM9gVjSTsMc>)

5-4. 広報の実施

- 価格交渉促進月間について、より多くの中小企業・小規模事業者認知してもらうため、様々な広報活動を展開。
- 価格交渉月間に関するポスターや、受注側企業の交渉担当者が交渉現場で使用可能な「価格交渉現場応援ペーパー」を作成し、中小企業支援機関や業間団体等を通じ、国内事業者に広く周知。

9月 価格交渉促進月間です。

その技術と経験に見合う対価を。

中小企業庁では、発注側企業と受注側企業の間で、適正な価格に基づく適正な取引が行われるよう、価格交渉に関する様々な施策を実施いたします。

適正取引講習会 2021 オンライン講習会 参加無料

価格交渉サポート
発注側企業と受注側企業の間で、適正な価格に基づく適正な取引が行われるよう、価格交渉に関する様々な施策を実施いたします。

下請法
下請代金支払遅延等防止法（下請法）の遵守に向け、事業の中心に置かれ、より良い取引関係を築くための取組を支援いたします。

2021年8月下旬～2022年2月（全20回） / 参加500名

2021年9月上旬～2022年2月（全10回） / 参加500名

お申し込みは「適正取引支援サイト」から
<https://tekitrainsupport.go.jp/>

主催 経済産業省 中小企業庁 協賛 日本経済団体連合会 事務局 日本経済団体連合会
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本経済団体連合会 事務局
TEL 03-6264-7111 FAX 03-6264-7112 E-MAIL tekitrainsupport@tekitrainsupport.go.jp

価格交渉促進月間のポスター

経済産業省 Keidanren Policy & Action 日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry

中小企業庁 パートナースhip 構築宣言

9月「価格交渉促進月間」です！

・経済産業省 中小企業庁
・日本経済団体連合会
・日本商工会議所

は、受注側企業からの価格交渉の申入れに
発注側企業が積極的に応じるよう、強力に要請しています。

適正価格での取引、サプライチェーン全体での共存共栄の実現
に向け、取引先企業との価格交渉に積極的に応じるよう
御協力いただければ幸いです。

その技術と経験に見合う対価を。
9月は「価格交渉促進月間」です。

「価格交渉現場応援ペーパー」

6. パートナーシップ構築宣言について

6-1.「パートナーシップ構築宣言」とは①

- パートナーシップ構築宣言は、企業規模に関わらず、「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言するもの。
- 新たなパートナーシップ構築では、
 - (1) **サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携**（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等）
 - (2) 「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言**。

宣言イメージ

労務費・原材料価格等の上昇

下請け・受注者

材料費が高騰したので、
価格転嫁したい…
下請代金を手形ではなく
現金で支払って欲しい…



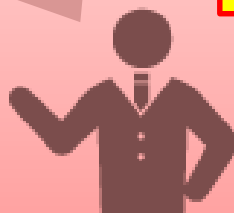
取引価格への転嫁

親会社・発注者

下請事業者からの協議
の申し入れに応じる！
不合理な価格低減要請
は行わない！

宣言

望ましい取引慣行
(価格協議に応じるなど)



宣言の内容

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

【定型部分】直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【個別記載部分】a.企業間の連携／b.IT実装支援／
c.専門人材マッチング／d.グリーン化の取組

2. 「振興基準」の遵守

【定型部分】親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

【個別記載部分】①価格決定方法／②型管理などのコスト負担／③手形などの支払条件／④知的財産・ノウハウ／
⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

〇〇株式会社 代表取締役 経産 太郎

6-2. 「パートナーシップ構築宣言」とは②

- 宣言企業数は、10月18日時点で2000社に到達。今後も引き続き拡大を目指すとともに、宣言内容が取引・調達の現場に浸透していくよう普及・啓発を実施。
- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表される。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



【参考】未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- 中小企業・小規模事業者経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう、取引適正化等を促進するため、2020年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」の第1回会議を開催。
「パートナーシップ構築宣言」の枠組みを導入。
- 構成員：
共同議長 梶山経済産業大臣、西村内閣府特命担当大臣
関係閣僚 厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
官 邸 官房副長官（衆・参）
関係団体 日本商工会議所、日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会
- 2020年11月18日に第2回会議（総理出席）を開催し、「パートナーシップ構築宣言」の宣言状況のフォローアップを行った。
- **今後も政府を挙げて宣言の取組を推進する。**



<第2回会議 発言する菅総理大臣>

6-3. 宣言を行った企業に対する支援

- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで、取組をPRすることが可能。
- 経済産業省が実施する一部の補助金で加点措置を受けることが可能。

ロゴマーク



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、
共存共栄していく

※「宣言」の取組を実践することで、**「SDGs」に掲げる5つの目標**に取り組んでいることになります。

3. すべての人に健康と福祉を
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 人や国の不平等をなくそう
17. パートナーシップで目標を達成しよう



加点措置を設けている補助金

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

(一般型、グローバル展開型)

➡革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

②ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

(企業間連携型、サプライチェーン型)

➡複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む、生産性向上に資する生産プロセスの改善等を行うための設備投資や、幹事企業が主導し中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組等を行う事業者を支援。

③先進的省エネルギー投資促進支援事業

➡省エネルギー設備に入れ替える企業（大企業を含む）を支援。

④産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業

➡高効率ヒートポンプを新設または増設する企業（大企業を含む）を支援。